

# 知って得する国民年金

問い合わせ先

東福岡年金事務所  
 市役所市民課国民年金係  
 元気な島づくり課市民サービス係 (大島行政センター)  
 ☎(0962) (051) 71209  
 ☎(36) 11288  
 ☎(72) 2211

4月から平成26年3月までの国民年金保険料は、月額1万5040円です。国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年段階的に引き上げられる予定です。引上額は、今後の賃金上昇率などで変化します。

## 平成25年度納付書を4月上旬に送付

日本年金機構(東福岡年金事務所)が4月上旬、平成25年度の「国民年金保険料納付案内書」を送ります。

3月時点で国民年金の第1号被保険者(任意加入含む)となっている人が対象です。

4月から就職して、厚生年金・共済組合に加入した場合は、納付書を破棄してください。

## 特例や免除・猶予制度

- 申請先
  - ▽東福岡年金事務所
  - ▽市役所市民課国民年金係(本館1階・4番窓口)
- ▽元気な島づくり課市民サービス係

## 【学生の納付特例申請】

20歳以上の学生で、本

人の前年所得が一定額以下の場合、申請すれば保険料の納付が猶予されます。

平成24年度に申請して特例が承認されたのは、平成25年3月分までです。4月以降の保険料も納付が困難な場合は、平成26年4月30日(水)までに再度申請を。

特例該当者のうち、毎年4月1日現在で、あらかじめ届け出のあった在学予定期間が終了していない人には、ハガキ形式の申請書が日本年金機構福岡事務センターから郵送される予定です。

平成25年4月分から平成26年3月分までを申請する場合は、必要事項を記入して、郵送で提出を。

## 持参品

- ①基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や保険料納付案内書など)
- ②学生であることを証明するもの(学生証の写しや在学証明書など)
- ③印鑑(学生本人が申請する場合は不要)
- ④代理の人が申請する場合は、本人確認ができるもの(運転免許証など)

## 【一般の免除・納付猶予申請】

学生でない人の免除・納付猶予申請の場合、平成24年7月以降に申請して承認されたのは、平成25年6月分までです。7

## 【申請期間と対象者】

	学生納付特例申請	一般免除申請 (学生でない人)	一般納付猶予申請 (学生でない人で30歳未満の人)
申請期間	▽平成24年4月分~同25年3月分を希望する場合(すでに申請している人は不要) = <b>4月30日(火)まで</b> ▽平成25年4月分~同26年3月分を希望する場合 = <b>4月1日(月)~平成26年4月30日(水)</b>	▽平成24年7月分~同25年6月分を希望する場合(すでに申請している人は不要) = <b>7月31日(水)まで</b> ▽平成25年7月分~同26年6月分を希望する場合 = <b>7月1日(月)~平成26年7月31日(木)</b>	
所得審査の対象となる人	学生本人のみ	本人、配偶者、世帯主	本人、配偶者

## 【高齢基礎年金を受けるための「資格期間」とは】

- (1) 保険料を納めた期間
- (2) 全額免除を承認された期間
- (3) 若年者納付猶予を承認された期間
- (4) 学生納付特例を承認された期間
- (5) 4分の1免除の承認後、残りの4分の3の保険料を納めた期間
- (6) 2分の1免除の承認後、残りの2分の1の保険料を納めた期間

(7) 4分の3免除の承認後、残りの4分の1の保険料を納めた期間

## 【「未納期間」とは】 (高齢基礎年金を受けるための資格期間に入りません)

- (1) 保険料を納めなかった期間
- (2) 4分の1、2分の1、4分の3免除を承認後、残りの保険料を納めなかった期間

## 保険料の追納など

- 持参品
  - ①基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や保険料納付案内書など)
  - ②印鑑(本人が申請する場合は不要)
  - ③失業などで平成24年3月31日以降に会社を辞めた場合は、離職年月日が確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、雇用保険給付資格者証、雇用保険給付記録簿など)

免除・若年者納付猶予や学生納付特例を承認された期間の保険料は、10年以内であれば納め直し(追納)が可能です。3年度目以降は保険料に加算が付きまます。追納

## 口座振替による保険料の早收割引

当月の保険料を当月末に口座振替で引き落とせば「毎月50円」が割引になります。

## 「ふくとぴあ」で出張相談所を開設

東福岡年金事務所では、福津市健康福祉総合センター「ふくとぴあ」で、年金相談窓口を開設いたします。

- 相談日時 毎週水曜日、午前9時30分~午後0時30分、同1時~同4時
- 祝日、年末年始を除く
- 相談場所 ふくとぴあ・会議室(福津市)
- 相談内容 年金の受給に關すること、年金裁定請求の受付など
- 予約方法 問い合わせ先へ電話で予約する
- 予約時に、相談時に持参するものなどの確認を

\*代理の人が来る場合は、委任状と本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要  
 \*ふくとぴあ(福津市いきいき健康課)では予約不可  
 問い合わせ先  
 東福岡年金事務所  
 ☎092(651)7967、7968



## 市から

## ふとん丸洗いサービス

●内容 寝具の洗濯、乾燥、消毒など  
 ●実施期間 5月中  
 ●対象 市内在住で、寝具の衛生管理が常に困難にもかかわらず、親族らの支援が得られず、65歳以上の人のみの世帯に属する高齢者と身体障がいのある人  
 \*市の訪問調査と申請書審査で決定

●負担金  
 ▽和式一式(敷布団、掛布団、毛布) 4000円  
 ▽洋式一式(介護ベッド用マットレス、ベッドパット、掛布団、毛布) 5000円

●申込方法 4月22日(月)までに、高齢者支援課高齢者サービス係☎(36)1285へ電話で申し込む

